

第2章 まちづくりの現状と課題

1. 古賀市の位置と沿革
2. 古賀市の特長
3. 古賀市の都市構造
4. 古賀市の都市の現状
5. 古賀市の都市の課題

第2章 まちづくりの現状と課題

1. 古賀市の位置と沿革

古賀市は、福岡県の北西部にあって、市域は東西に約 11 km、南北に約 7 km、4,207ha の面積を有し、南西部は新宮町、南東部は久山町、東部は宮若市、北部は福津市と接し、福岡市の都心部までは約 15 km の近距離に位置しています。

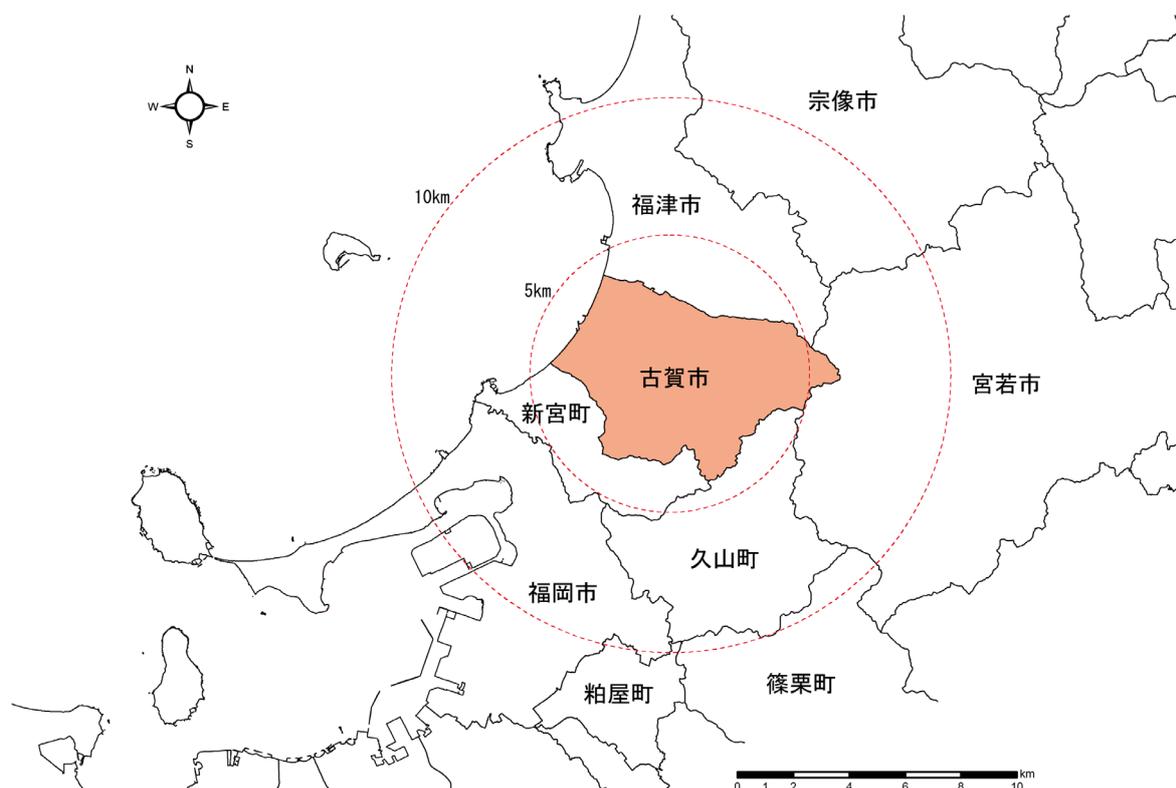
古賀市の沿革は、明治 22 (1889) 年に市町村制が施行され、それまで 16 に分かれていた村が合併し、席内村、青柳村、小野村の 3 村となり、その後、昭和 13 (1938) 年の町制施行により席内村が古賀町となりました。さらに昭和 30 (1955) 年に 1 町 2 村が合併し古賀町となり、平成 9 (1997) 年 10 月の市制施行により現在の古賀市となりました。

2. 古賀市の特長

古賀市は、九州地方の中核都市である福岡市と北九州市の間に位置する大都市近郊の都市として、J R 鹿児島本線、九州自動車道、国道 3 号、国道 495 号及び主要地方道筑紫野・古賀線が縦断し、九州自動車道の古賀インターチェンジや古賀サービスエリアがあるなど、広域交通の要衝となっています。

市西部には、住宅地、商業地、工業地が集積した市街地が形成されています。また、市中央部の平野部から丘陵地にかけて、既存集落とその周りには農地が広がり、水稲作のほか、大都市近郊の立地条件を生かしてイチゴ、柑橘、花き類、軟弱野菜などの生産が行われています。

図 2-1 古賀市の位置

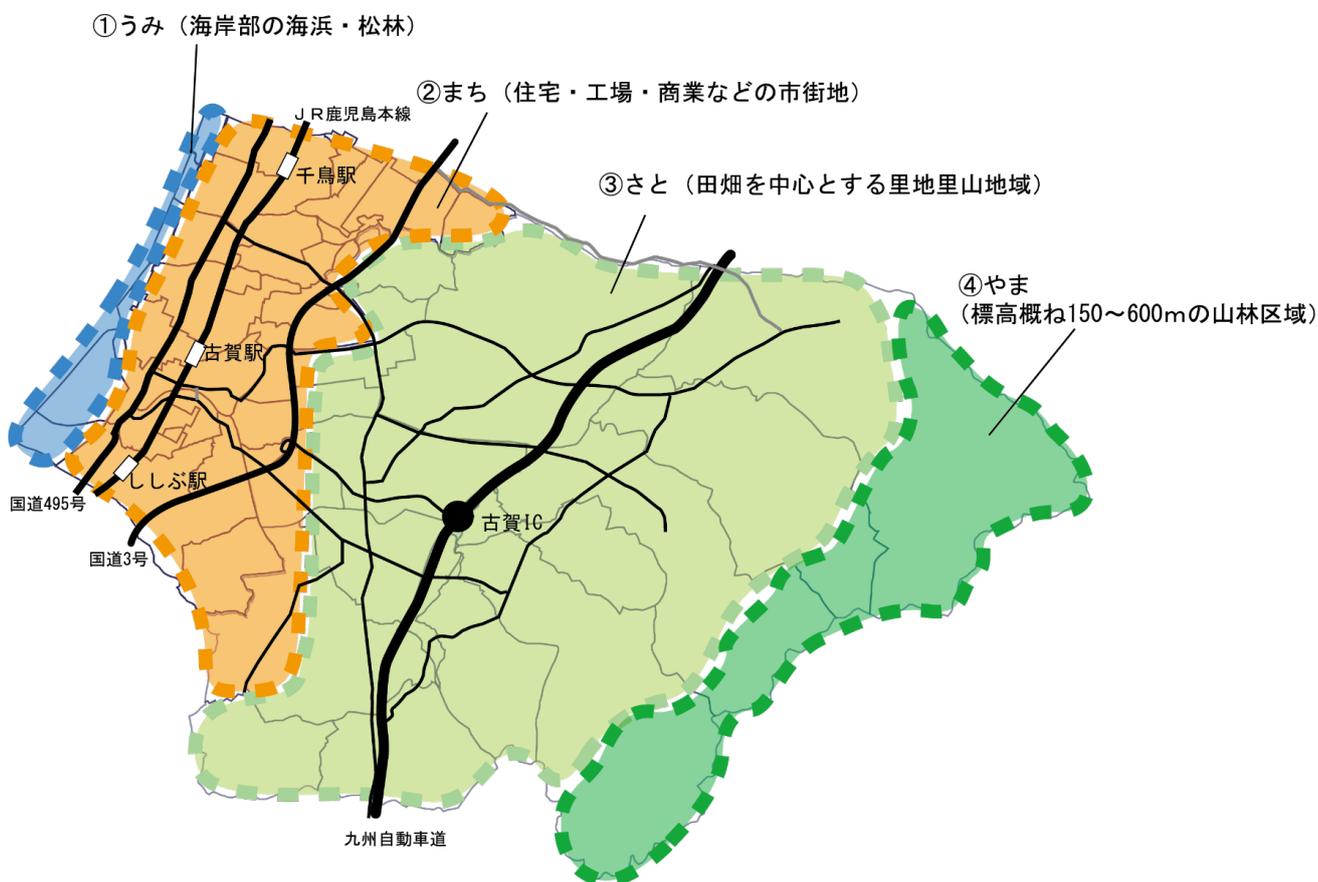


3. 古賀市の都市構造

古賀市は、海、平野、丘陵地、山林と連なる変化に富んだ地形を有しており、海側（西側）から①うみ（海岸部の海浜・松林）、②まち（住宅・工場・商業などの市街地）、③さと（田畑を中心とする里地里山地域）、④やま（標高概ね150～600mの山林区域）で構成される都市です。

まちのエリアは、優先的かつ計画的に市街化を図る「市街化区域」（面積：838ha、古賀市全域の約20%）として、快適な生活環境を形成するため、建物の種類や用途を規制する用途地域（住居・商業・工業の各地域）を定めています。

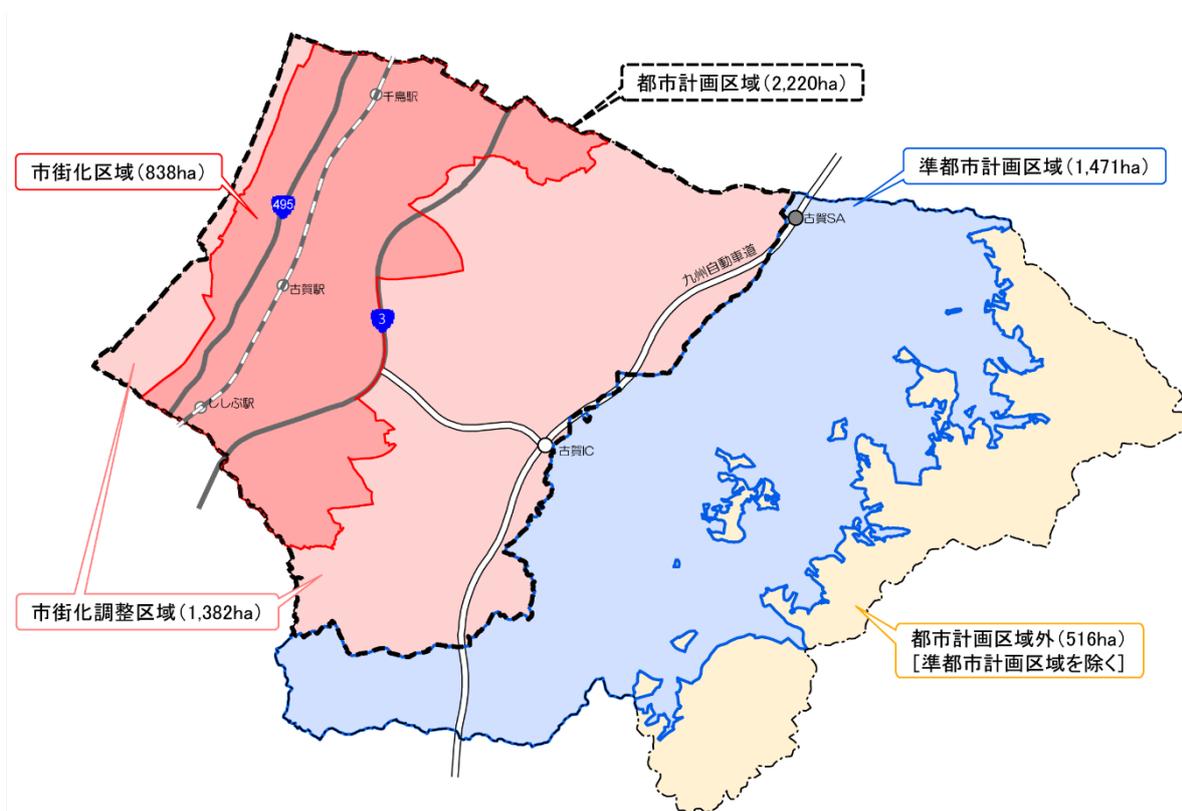
図2-2 古賀市の都市構造



うみ・さとのエリアは、自然環境や農地などを保全するために、市街化を抑制する区域として「市街化調整区域」(面積:1,382ha、古賀市全域の約33%)、又は、都市計画区域外の秩序ある土地利用と環境の保全を図る「準都市計画区域」(面積:1,471ha、古賀市全域の約35%)が指定されています。「市街化調整区域」では、農林業用の建物を除き、原則として建物の建築や宅地化のための開発は制限されています。また、「準都市計画区域」では、全域を「特定用途制限地域」に指定し、建築用途を制限しています。

やまのエリアは、ほぼ全域が森林で占められており、都市計画の及ばない「都市計画区域外(準都市計画区域を除く)」(面積:516ha、古賀市全域の約12%)となっています。基本的に建築に対する規制はありませんが、他法令によって開発等が制限されています。

図2-3 都市計画区域

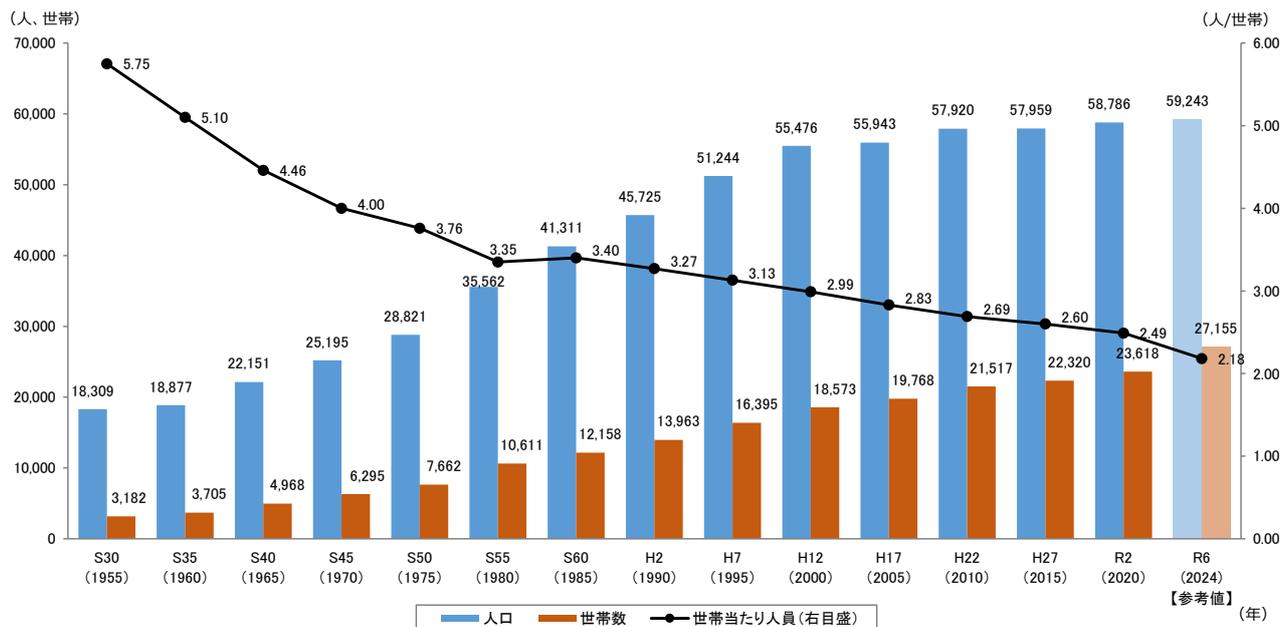


4. 古賀市の都市の現状

(1) 人口・世帯

- ・古賀市全体の人口は、昭和 35 (1960) 年ごろから平成 12 (2000) 年ごろまでは順調に増加しました。その後、人口の伸びは一段落しましたが、美明地区や高田美郷地区で土地区画整理事業が進み、また、J R 古賀駅・千鳥駅周辺でマンション・アパートの立地が進むなど、中小規模の住宅開発による緩やかな人口増の時期が続き、令和 2 (2020) 年では約 59,000 人になりました。以降、横ばい傾向が続き、令和 6 (2024) 年時点においても約 59,000 人程度で推移しています。
- ・世帯数は増加傾向が続いていますが、世帯当たりの人員は、昭和 35 (1960) 年の 5.10 人／世帯から令和 2 (2020) 年には 2.49 人／世帯に減少しています。
- ・市街化区域では、花鶴丘や舞の里などの大規模な住宅団地の開発が行われたことにより、昭和 50 年代から急激に人口が増加し、その後伸び方は次第に緩やかになりながらも増加を続け、令和 2 (2020) 年時点では約 44,000 人となっています。
- ・市街化調整区域では、既存宅地の開発や福祉施設建設などによって平成 12 (2000) 年には約 6,300 人にまで増加しましたが、平成 13 (2001) 年の線引きの見直しにより約 1,300 人が市街化区域に区分されたため、区域内人口は約 5,000 人となりました。それ以後も平成 29 (2017) 年の線引きの見直しなど微減傾向が続き令和 2 (2020) 年には約 4,600 人となっています。
- ・都市計画区域外（準都市計画区域を含む）では、主要地方道筑紫野・古賀線や国道 3 号など幹線道路の整備が進んだことにより都市化の圧力を受け、小規模な開発が急激に進んだことで、昭和 50 年代から人口が急増しました。その後、平成 12 (2000) 年から横ばい傾向が続き、令和 2 (2020) 年時点で約 10,000 人となっています。
- ・それぞれの区域を年齢 3 階級別人口割合で見ると、全ての区域で少子高齢化は進行しており、そのうち、最も進行している市街化調整区域では令和 2 (2020) 年時点で年少人口割合が 12.6%、老年人口割合が 33.4%となっており、今後もこの傾向は続くと予測されます。

図2-4 人口・世帯・世帯人員の推移



資料：国勢調査（S30～R2）、住民基本台帳（R6）

図2-5 都市計画区域別 人口の推移

(人)

	S45 (1970)	S50 (1975)	S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
行政区域	25,195	28,821	35,562	41,311	45,725	51,244	55,476	55,943	57,920	57,959	58,786
都市計画区域	22,965	26,523	32,300	35,906	38,597	42,567	45,743	46,303	47,907	47,779	48,595
市街化区域	18,326	21,607	27,200	30,491	33,339	36,314	39,426	41,301	42,888	43,081	43,949
市街化調整区域	4,639	4,916	5,100	5,415	5,258	6,253	6,317	5,002	5,019	4,698	4,646
都市計画区域外	2,230	2,298	3,262	5,405	7,128	8,677	9,733	9,640	10,013	10,180	10,191

資料：国勢調査、都市計画基礎調査

図2-6 都市計画区域別 年齢3階級別人口割合（予測）

		R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
行政区域	年少人口(0～14歳)	14.3%	14.1%	13.1%	12.2%	12.5%	12.9%	13.1%
	生産年齢人口(15～64歳)	58.1%	56.2%	56.2%	56.8%	55.3%	54.2%	53.4%
	老年人口(65歳以上)	27.7%	29.7%	30.7%	31.0%	32.3%	32.9%	33.5%
都市計画区域	年少人口(0～14歳)	14.2%	14.2%	13.2%	12.4%	12.6%	13.0%	13.1%
	生産年齢人口(15～64歳)	58.4%	56.5%	56.5%	56.9%	55.4%	54.4%	53.6%
	老年人口(65歳以上)	27.4%	29.2%	30.3%	30.7%	32.0%	32.6%	33.3%
市街化区域	年少人口(0～14歳)	14.3%	14.3%	13.3%	12.6%	12.7%	13.1%	13.1%
	生産年齢人口(15～64歳)	58.8%	56.9%	56.8%	57.1%	55.6%	54.4%	53.7%
	老年人口(65歳以上)	26.8%	28.7%	29.8%	30.4%	31.7%	32.5%	33.2%
市街化調整区域	年少人口(0～14歳)	12.6%	13.0%	12.4%	10.7%	11.3%	12.1%	12.7%
	生産年齢人口(15～64歳)	54.0%	52.5%	52.6%	54.7%	53.7%	53.6%	53.3%
	老年人口(65歳以上)	33.4%	34.4%	35.0%	34.6%	35.0%	34.3%	34.0%
都市計画区域外	年少人口(0～14歳)	14.6%	13.7%	12.3%	11.1%	11.7%	12.5%	13.0%
	生産年齢人口(15～64歳)	56.5%	54.5%	55.0%	56.3%	54.6%	53.6%	52.3%
	老年人口(65歳以上)	28.9%	31.8%	32.8%	32.6%	33.8%	33.9%	34.7%

資料：国土交通省国土技術政策総合研究所 将来人口・世帯予測ツール（ver. 3.0）

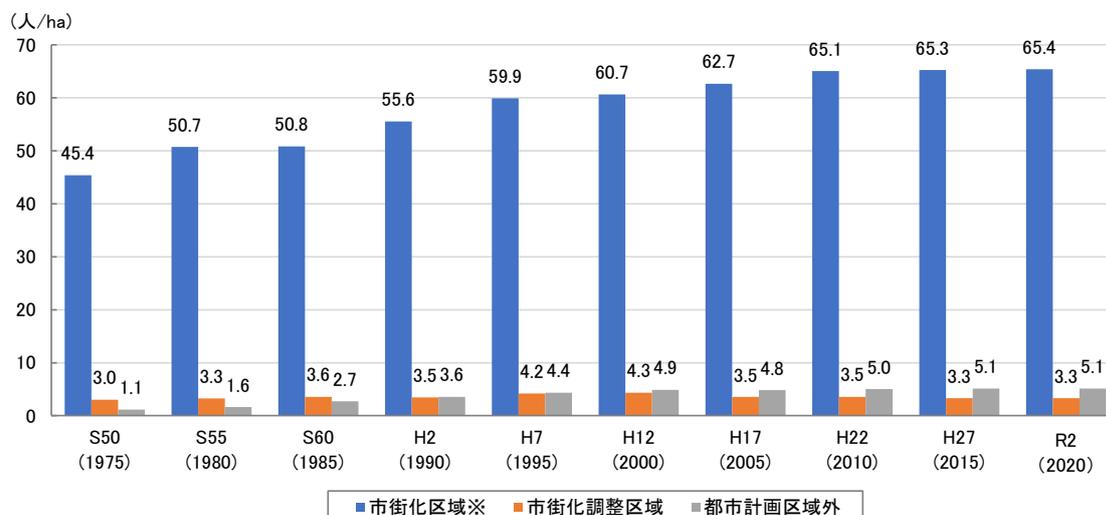
(2) 市街化区域及び市街化調整区域の変遷・人口密度

- ・昭和 45（1970）年 12 月に市街化区域 594ha、市街化調整区域 1,626ha を決定して以降、7 回の区域区分の変更を行い、令和 3（2021）年 6 月に今在家地区を市街化区域に編入した結果、市街化区域の面積は 838ha となっています。
- ・人口密度の推移をみると、昭和 50（1975）年以降、市街化区域の人口密度は上昇傾向にあり、令和 2（2020）年時点で 65.4 人/ha（工業地域・工業専用地域の合計面積 145ha を除く）となっています。

図 2-7 市街化区域及び市街化調整区域の変遷

告示年月日	市街化区域 面積	市街化調整区域 面積	備考
昭和 45 年 12 月 28 日	594 ha	1,626 ha	
昭和 53 年 3 月 30 日	654 ha	1,566 ha	千鳥地区 (60ha)
昭和 59 年 9 月 10 日	706 ha	1,514 ha	千鳥東地区 (52ha)
平成 4 年 2 月 28 日	721 ha	1,499 ha	鹿部工業団地 (15ha)
平成 10 年 4 月 15 日	765 ha	1,455 ha	美明地区 (44ha)
平成 13 年 12 月 7 日	805 ha	1,415 ha	千鳥南地区 (9ha)、三田浦・大浦地区 (31ha)
平成 29 年 10 月 27 日	817 ha	1,403 ha	病院・千鳥地区 (12ha)
令和 3 年 6 月 8 日	838 ha	1,382 ha	今在家地区 (21ha)

図 2-8 区域区分別人口密度の推移

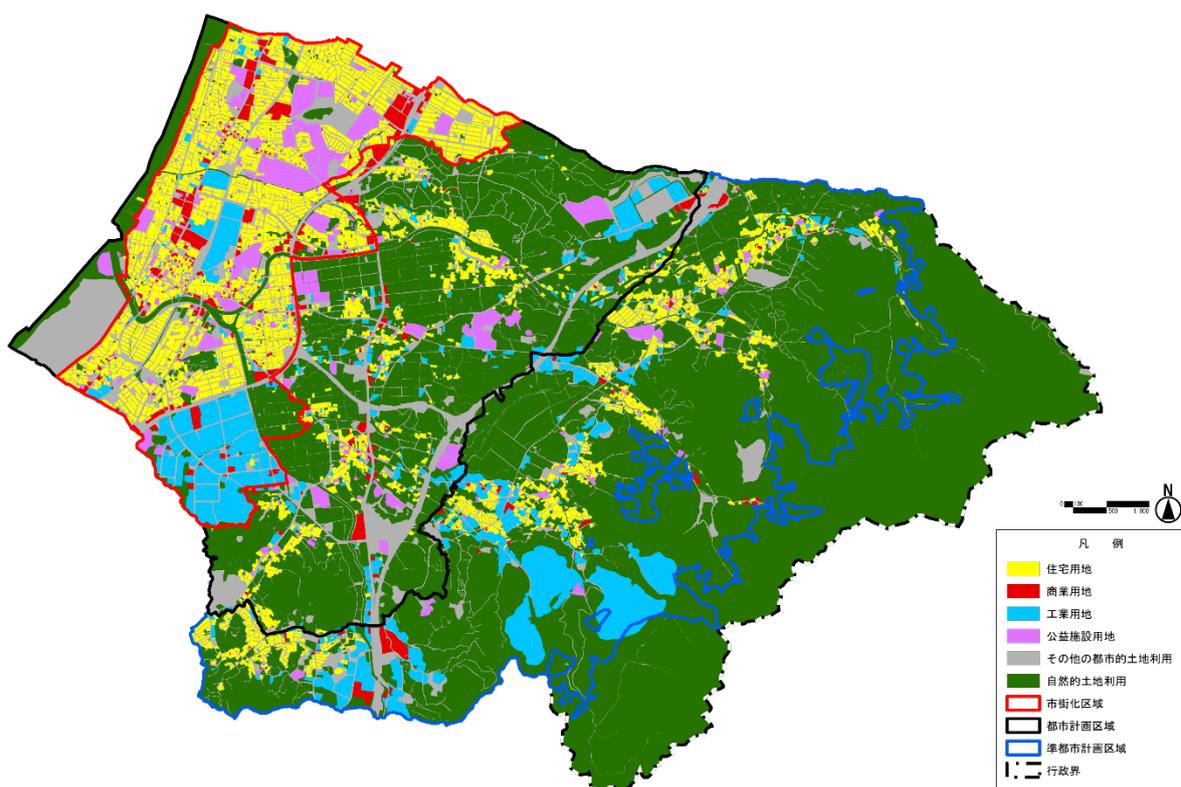


※市街化区域の値は、工業地域と工業専用地域の面積を除いて計算しています。
資料：国勢調査、都市計画基礎調査

(3) 土地利用

- ・海岸部は、市街化調整区域や防風保安林及び玄海国定公園に指定されており、日本海側特有の白砂とクロマツの松原により良好な景観が形成されているとともに、市民の貴重な憩いの場となっています。
- ・市域の西部には広域交通を担う J R 鹿児島本線、国道 3 号、国道 495 号が縦断しており、その周辺部には住宅を中心とした市街地が形成され、市域南西部には大規模な工業団地が立地しています。この工業団地は、昭和 40 年代から造成が始まり、その後、計 4 回の拡張が行われました。初期に立地した工場では、建物・設備の更新などが懸念されています。
- ・市域南西部の工業団地以外にも、市域西部の J R 鹿児島本線沿線には大規模な工場が立地し、なかでも J R 古賀駅東側は、商業用地や住宅用地として利用価値が高いものの、その大部分が工業用地となっています。
- ・現在の市街化区域には、新たな産業を受け入れるための大規模な未利用宅地は残っていません。
- ・市域中央部に広がる平野から丘陵地にかけては、農地が広がり集落が形成されています。また、都市計画区域外の小野校区や青柳校区の町川原 2 区、小竹区などでは小規模な密集住宅地や工場・倉庫が立地し、用途の混在が見られます。
- ・市域の東部では、国有林や水源かん養保安林としてスギを中心とした針葉人工樹林や照葉樹林が広がるとともに、薬王寺温泉、興山園、薬王寺水辺公園などの観光資源も多く存在しています。
- ・市全域には、河川やため池などの水辺空間が点在するほか、古賀グリーンパーク、千鳥ヶ池公園、鹿部山公園、岳越山公園などの公園や市内各所の神社仏閣は、貴重な緑地空間となっています。

図 2-9 土地利用現況図



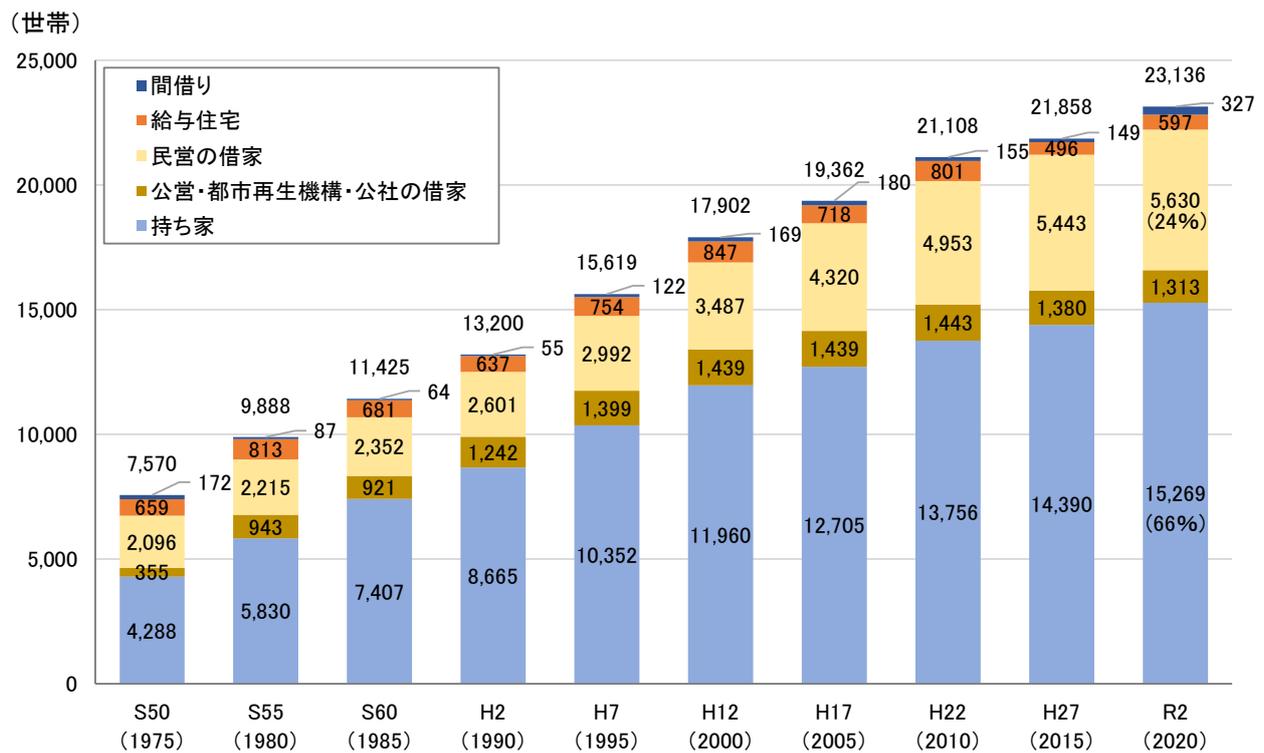
資料：都市計画基礎調査 (R4)

(4) 住環境

① 住宅の種類・所有の状況

- ・令和2(2020)年における住宅所有の状況をみると、持ち家世帯が15,269世帯となっており、その割合は66%と最も多く、次いで民営借家が5,630世帯(24%)となっています。
- ・昭和50(1975)年から令和2(2020)年までの推移をみると、昭和50年代から始まった花鶴丘や舞の里などの大規模な住宅団地の開発によって、持ち家世帯は4,288世帯から15,269世帯と約3.5倍になっています。
- ・昭和50(1975)年に2,096世帯であった民営の借家は、増加を続け、令和2(2020)年には5,630世帯となっています。
- ・平成12(2000)年に847世帯であった公務員宿舎や社宅などの給与住宅は、令和2(2020)年には597世帯となり、大幅に減少しています。

図2-10 一般世帯*の住宅の種類・所有の状況



資料：国勢調査

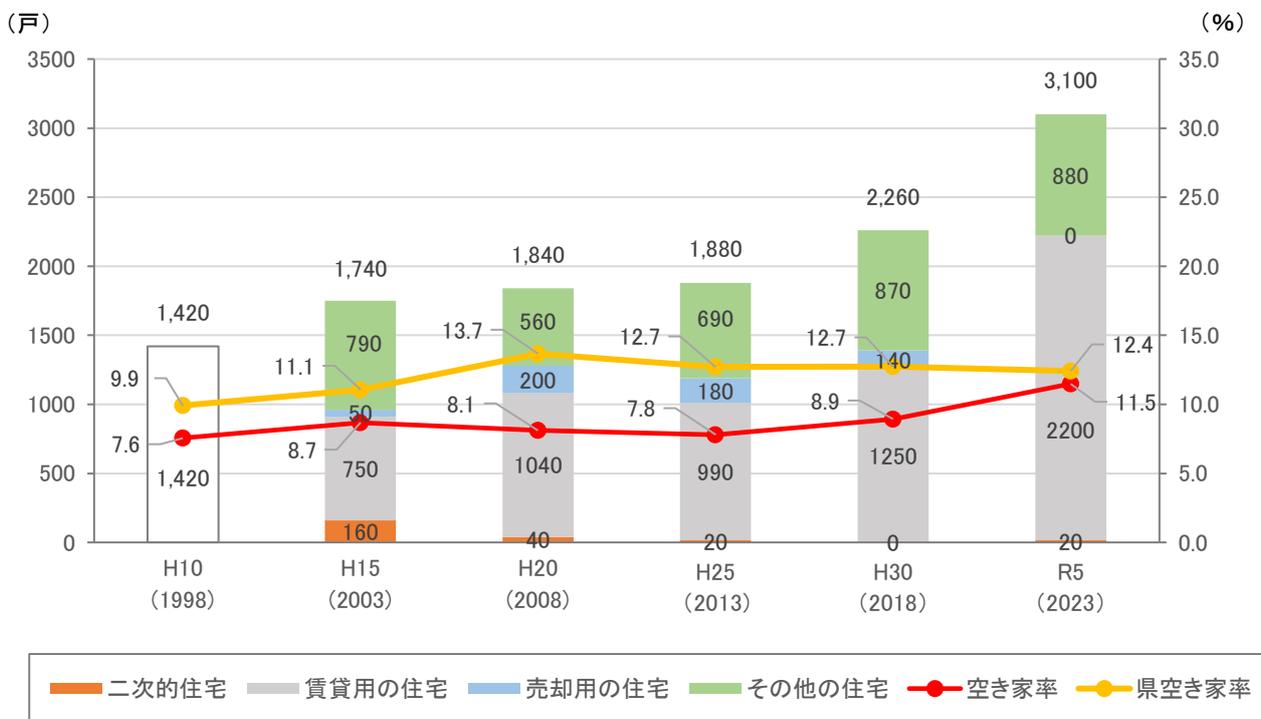
*一般世帯とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯をいう。

② 空き家の状況

【住宅・土地統計調査による古賀市の空き家数動向】

- ・空き家総数は、緩やかな増加傾向でしたが、平成 25（2013）年以降急増し、令和 5（2023）年には 3,100 戸となっています。また、空き家率は、概ね 8% で推移していましたが、令和 5（2023）年には 11.5% に上昇しています。
- ・福岡県の平均と比較すると、本市の空き家率は、県平均を下回って推移していますが、近年の空き家率の上昇により、令和 5（2023）年には県平均に近い数値となっています。
- ・賃貸・売却等の当面利活用の目的がない住宅である「その他の住宅」は、令和 5（2023）年に 880 戸となっています。

図 2-11 空き家数及び空き家率の推移



※H10は空き家の内訳区分なし

料：住宅・土地統計調査

【現地調査による地域別の空家等の状況】

- ・平成27（2015）年度実施の空家等実態調査で確認した一戸建空き家数632戸に対して、令和2（2020）年度実施の空家等抽出調査で確認した一戸建空き家数は712戸と、空き家総数は80戸増加しています。
- ・空き家総数の増減内訳は、解消された空き家が447戸に対して、新たな空き家が527戸確認され、平成27（2015）年度から継続して空き家であったものが185戸となっています。
- ・新たに空き家となったものが多い地域は、天神67戸、中央38戸、筵内33戸、小竹32戸、今の庄31戸など、古くからの住宅地、集落に多い傾向があります。
- ・解消された空き家が多い地域は、天神51戸、今の庄40戸、花見東34戸、日吉34戸、中央28戸など、市街化区域の住宅地に多い傾向があり、新たに空き家となるものが多い地域と重なると、市街化区域における不動産流通は旺盛である状況がうかがえます。

図2-12 令和2年度空家等抽出調査 地域別一戸建空き家数

（単位：戸）

区分	所在	H27調査 空家数	空家ではな くなったもの	新たに空家 になったもの	R2調査 空家数	増減	継続して空家 だったもの
市街化区域	駅 東	20	15	18	23	3	5
	糸ヶ浦	0	0	1	1	1	0
	花見南	36	28	23	31	-5	8
	花見東	42	34	24	32	-10	8
	花鶴丘	25	19	6	12	-13	6
	今の庄	52	40	31	43	-9	12
	日吉	41	34	28	35	-6	7
	舞の里	29	27	15	17	-12	2
	千鳥	34	28	25	31	-3	6
	中央	47	28	38	57	10	19
	天神	71	51	67	87	16	20
	美明	12	8	6	10	-2	4
	新久保	18	8	13	23	5	10
小計		427	320	295	402	-25	107
市街化調整区域を含む地域	新原	3	2	9	10	7	1
	今在家	3	2	4	5	2	1
	川原	7	0	4	11	4	7
	青柳町	29	18	29	40	11	11
	青柳	29	13	25	41	12	16
	筵内	28	15	33	46	18	13
	庄	1	0	14	15	14	1
	久保	8	7	18	19	11	1
	鹿部	0	0	0	0	0	0
	古賀	0	0	0	0	0	0
美郷	-	-	1	1	1	0	
小計		108	57	137	188	80	51
都市計画区域外	薦野	19	13	9	15	-4	6
	米多比	13	11	21	23	10	2
	薬王寺	5	4	6	7	2	1
	小山田	6	2	5	9	3	4
	谷山	28	19	22	31	3	9
	小竹	26	21	32	37	11	5
小計		97	70	95	122	25	27
合計		632	447	527	712	80	185

資料：古賀市空家等対策計画

(5) 産業

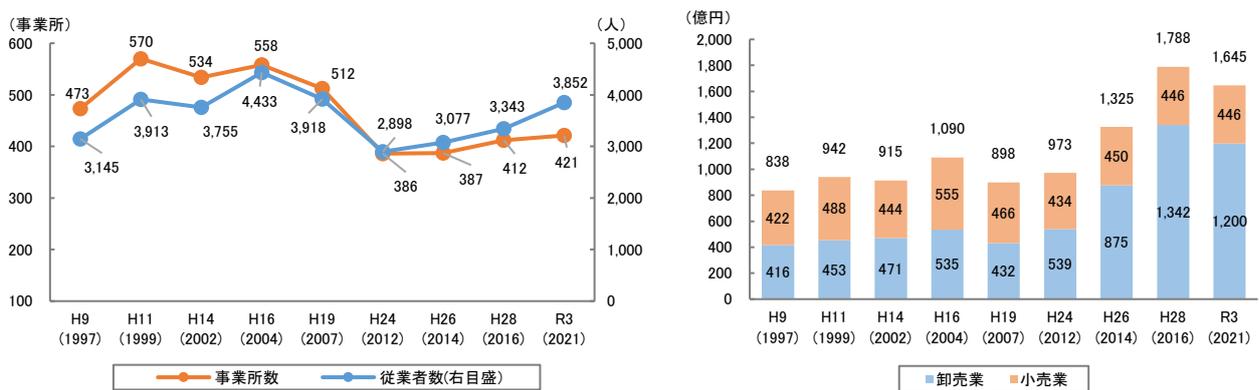
① 商業

- ・商業（卸売業・小売業）は、事業所数、従業者数ともに、平成10年代後半に下落して以降は増加傾向となり、令和3（2021）年時点で、事業所数421事業所、従業者数3,852人となっています。
- ・平成9（1997）年から平成24（2012）年まで1,000億円前後で推移した年間商品販売額は、平成24年以降に急増し、平成28（2016）年には平成9（1997）年から倍増の1,788億円となっていました。その内訳としては、卸売業・小売業ともに平成9（1997）年から500億円前後で推移していましたが、卸売業が、平成26年以降、増加傾向を強め、令和3（2021）年時点で1,200億円となっています。一方、小売業は、横ばい傾向が続き、令和3（2021）年時点で446億円となっています。

② 工業

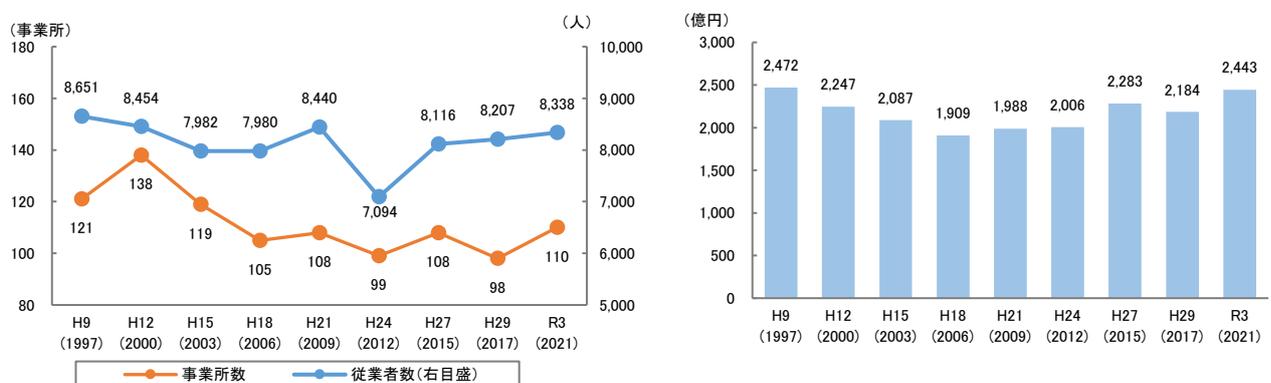
- ・工業では、事業所数が、平成12（2000）年に138事業所まで増加しましたが、平成18（2006）年以降は100事業所前後で推移し、令和3（2021）年時点で110事業所となっています。一方、従業者数は、平成24（2012）年に7,094人まで減少しましたが、令和3（2021）年時点では8,338人まで増加しています。
- ・製造品出荷額は、平成18（2006）年に1,909億円まで落ち込みましたが、その後、令和3（2021）年には2,443億円まで増加しています。

図2-13 卸売業・小売業の事業所数・従業者数・年間商品販売額



資料：商業統計調査・経済センサス ※小数第1位で四捨五入しているため総数と内訳の合計が一致しないことがあります。
資料：商業統計調査・経済センサス

図2-14 工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等



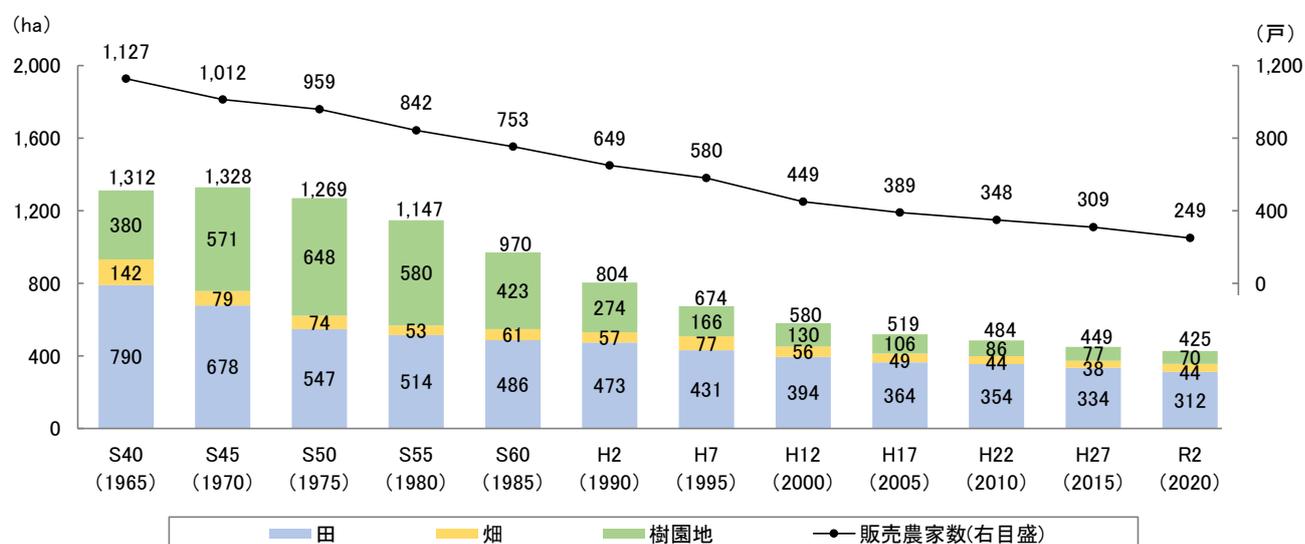
資料：工業統計調査・経済センサス

資料：工業統計調査・経済センサス

③ 農林業

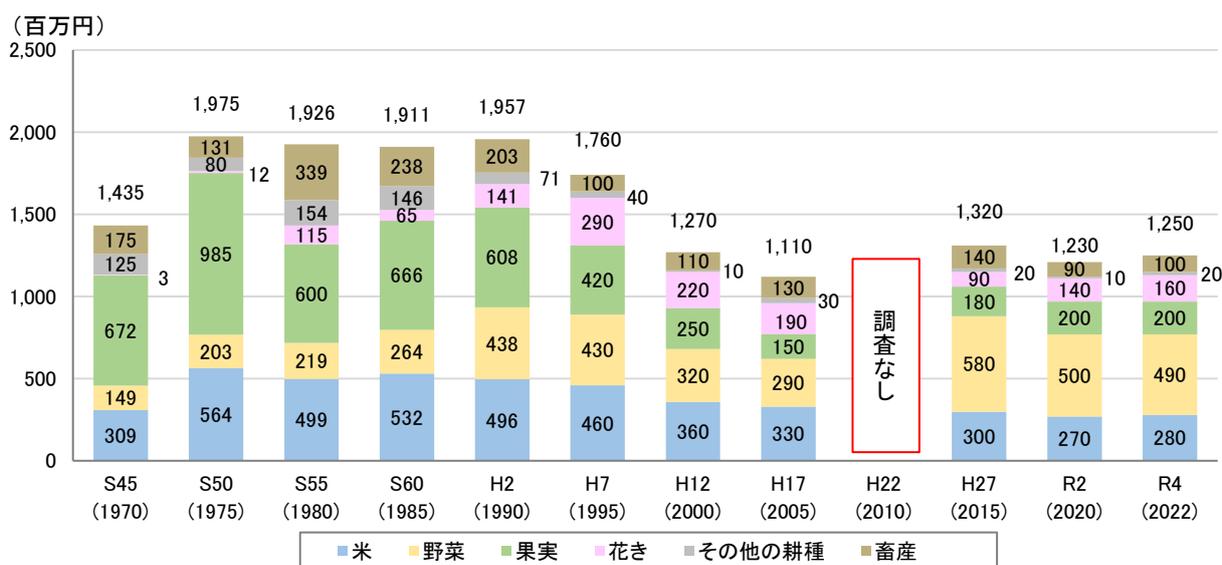
- ・農業は、高齢化や後継者不足などから販売農家数が年々減少しており、令和2（2020）年には249戸となり、昭和40年代と比べ4分の1以下に減少しています。
- ・経営耕地面積も、昭和40年代に約1,300haありましたが、令和2（2020）年では425haと3分の1以下に減少しています。
- ・農業産出額についても、ピークであった昭和50（1975）年の19億7,500万円が、令和4（2022）年には12億5,000万円となり、3分の2の水準まで減少しています。その内訳を見ると、果実は大きく落ち込み、その他の生産物も減少傾向にある中、野菜は農業産出額を伸ばしています。
- ・林業は、森林所有者の世代交代の進行や木材価格の低迷などによる採算性の低下から、森林施業（伐採、植林、下草刈り、間伐等）を行うことが困難となり、森林の荒廃が進んでいます。

図2-15 販売農家数の推移・経営耕地面積の推移



資料：農林業センサス

図2-16 農業産出額の推移



資料：生産農業所得推計（S45～H17）、市町村農業産出額（推計）（H27～R4）

(6) 道路・交通

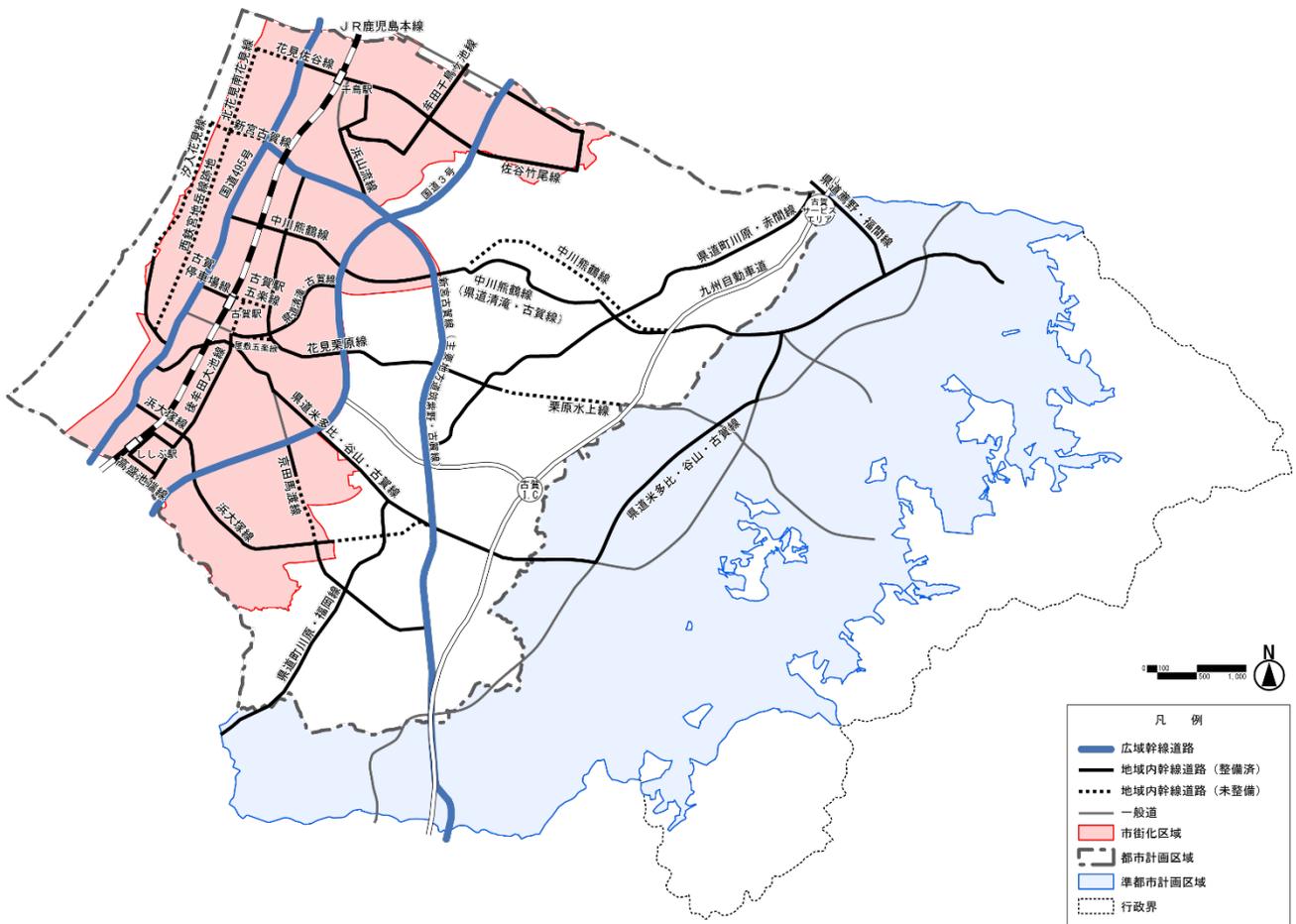
①道路

- ・広域幹線道路である国道3号、国道495号、主要地方道筑紫野・古賀線や、九州自動車道のインターチェンジを有するなど交通の要衝となっています。
- ・都市計画道路の整備率は令和6（2024）年度末時点で62.0%となっており、主に地域内幹線道路の整備を計画的に取り組んでいます。
- ・歩道は、車両の交通量が多い路線でも未整備の箇所が見られます。

②交通

- ・市を縦断するJR鹿児島本線には、古賀駅、千鳥駅及びししぶ駅の3駅があり、令和5（2023）年度の乗車人員は、それぞれ1日当たり6,157人、3,302人、1,518人となっており、その順位は、JR九州管内500駅以上ある中で28位、56位、117位となっています。
- ・国道3号及び国道495号に沿って、福岡市や宗像市方面に西鉄バスが運行されています。
- ・市域には、西鉄バス古賀市内線4系統（4路線）が運行されており、古賀駅を中心に薦野（青柳四ツ角経由、筵内経由）、舞の里（花見経由）、グリーンパーク古賀（小竹経由）方面に連絡しています。
- ・その他、公共施設等を連絡する「コガバス」やAIオンデマンドバス「のるーと古賀」、タクシーが運行されています。

図2-17 市域の道路・交通網



(7) 上下水道

①上水道

- ・古賀市では、昭和 30（1955）年に水道事業を開始しており、令和 6（2024）年度末における給水人口は 46,116 人であり、計画給水区域内人口の約 87%、全人口の約 78%に対して給水しています。
- ・水源は、地下水・大根川・古賀ダムからの取水、福岡地区水道企業団及び北九州市からの受水と大きく 5 つに分かれており、一日当たりの施設能力は 20,300 m³です。
- ・整備後長期間が経過した水道施設は、老朽化が進んでおり、安全で安定的な上水の供給のため、計画的に更新事業を進めています。

②下水道

- ・古賀市では、昭和 36（1961）年に公共下水道事業を開始しており、令和 6（2024）年度末には計画区域の約 85%（1,004.6ha）が完了し、水洗化率（水洗化人口／下水道整備人口）は約 93%となっています。
- ・公共下水道区域外では、平成 12（2000）年度から農業集落排水事業に着手し、平成 16（2004）年に小山田地区、平成 29（2017）年に薦野・米多比地区の一部で供用開始しています。その他の区域は、合併処理浄化槽の普及促進に努めています。



古賀浄水場



小野北部甕水センター



古賀水再生センター

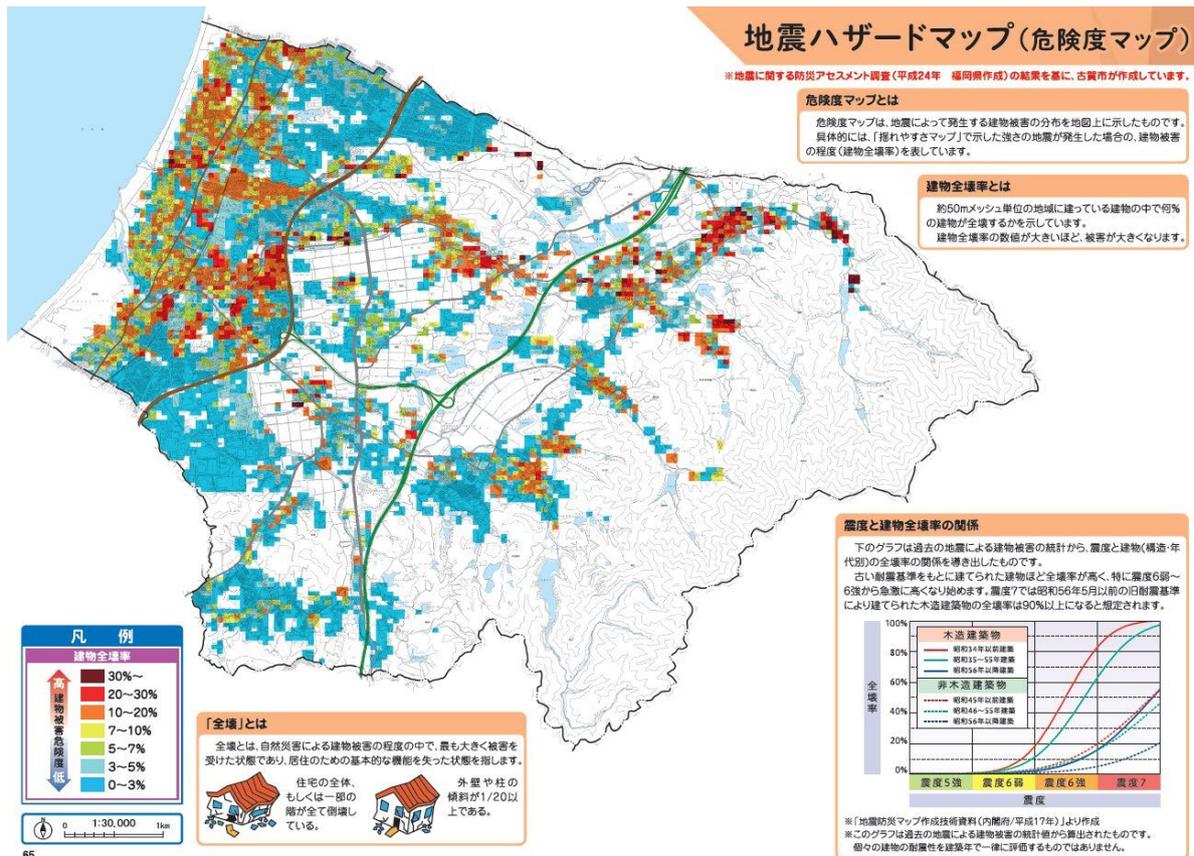


小山田甕水センター

(8) 都市防災

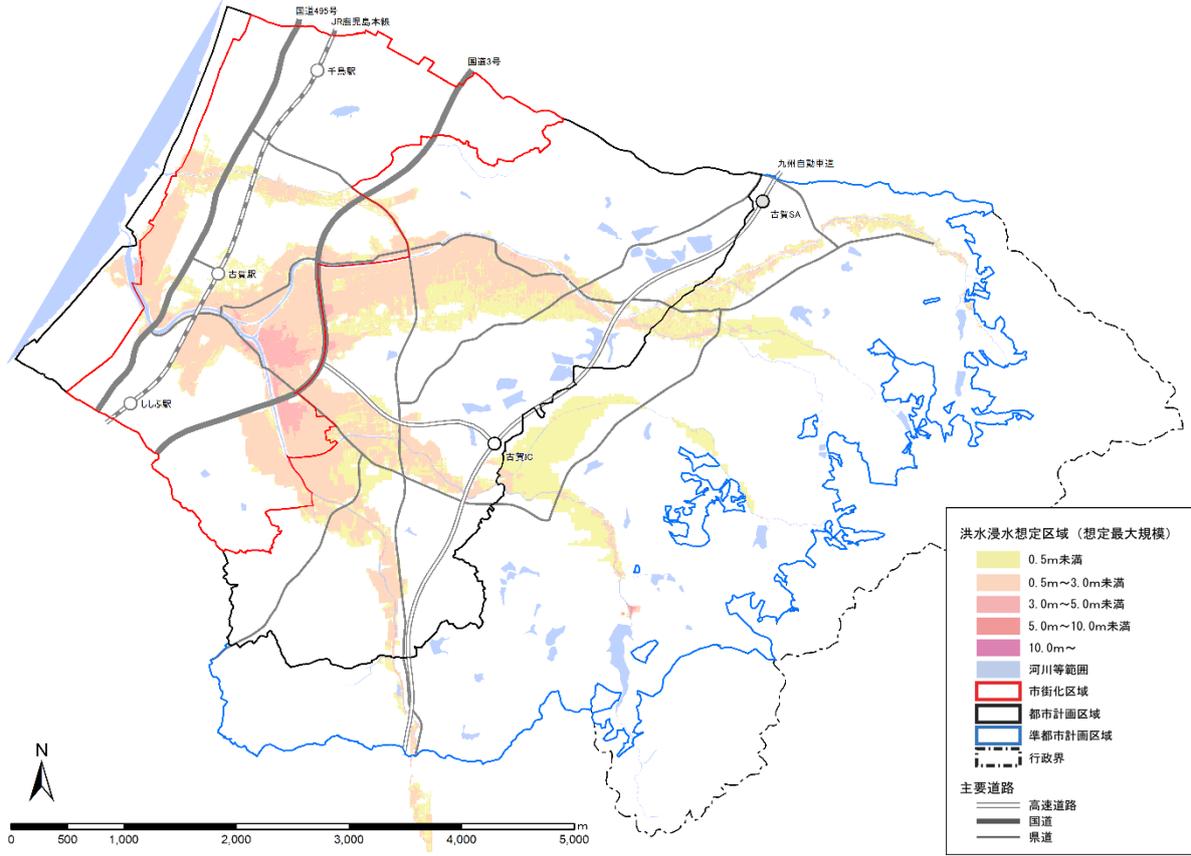
- ・平成 28 (2016) 年 4 月の「熊本地震」や平成 29 (2017) 年 7 月の「九州北部豪雨」、「令和 2 年 7 月豪雨」をはじめとする近年の自然災害は、これまでの経験や想定を超える規模で発生しており、古賀市においても市民の防災意識が高まっています。
- ・狭い道路が多く分布する古い住宅地や既存集落では、災害が発生した場合、緊急車両の通行や避難路の確保が困難となるため、被害が拡大するおそれがあります。
- ・電柱倒壊や電線切断が生じるような災害の場合には、緊急車両や避難路への影響だけではなく、感電事故や停電、通信インフラの被害などが発生するおそれもあります。
- ・古賀市では、総合防災マップなどにより、災害への備えや避難場所等について市民への周知・啓発を行い、地域や学校における防災教育や訓練に取り組んでいます。また、全ての行政区において自主防災組織が組織されており、行政と地域とが連携を図りながら災害に強いまちづくりを進めています。
- ・古賀市耐震改修促進計画等により、耐震基準を満たしていない建築物の耐震化や倒壊のおそれがあるブロック塀の撤去、改修を促進し、地震に対する安全性の向上に取り組んでいます。

図 2-18 地震ハザードマップ



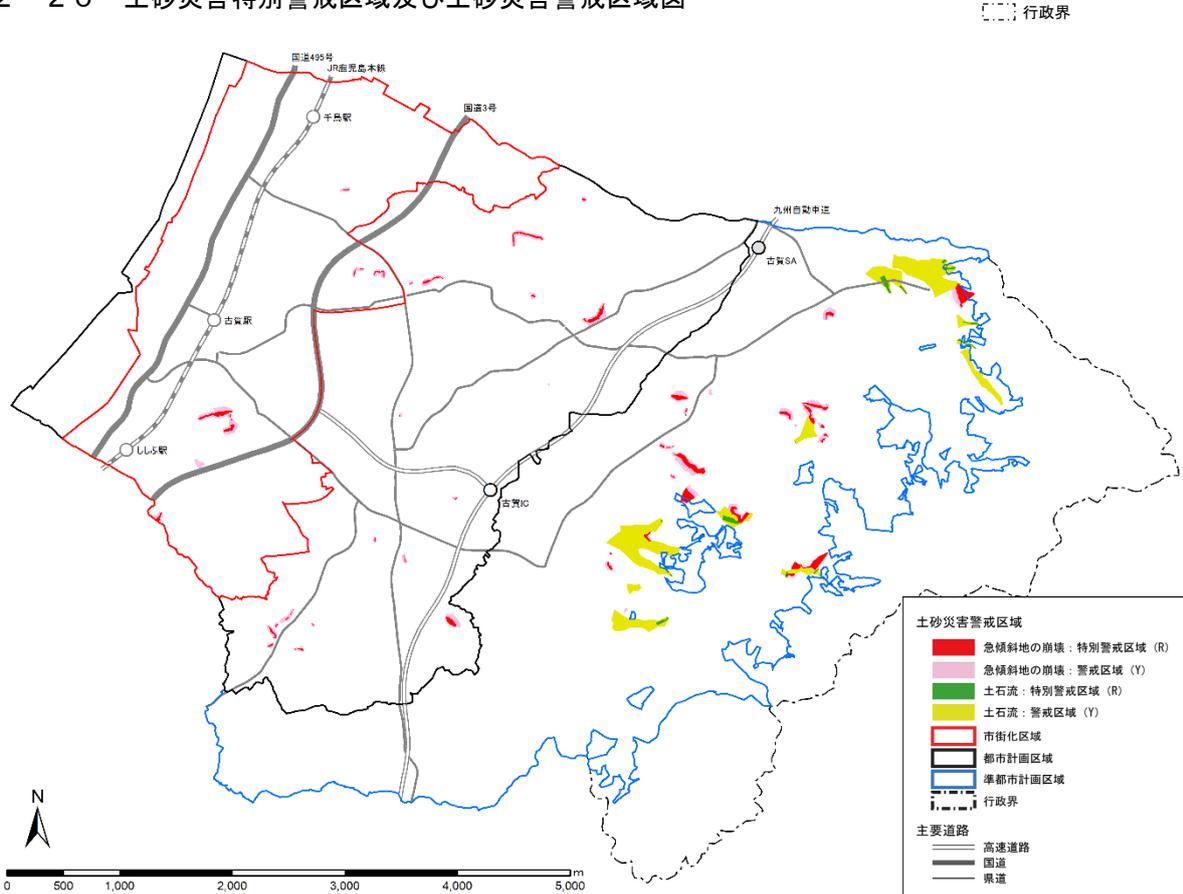
資料：古賀市総合防災マップ

図2-19 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



資料：洪水浸水想定区域図【福岡県河川管理課】

図2-20 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域図



資料：福岡県オープンデータ【福岡県砂防課】

5. 古賀市の都市の課題

第2章 まちづくりの現状と課題

1. 古賀市の位置と沿革
2. 古賀市の特長
3. 古賀市の都市構造
4. 古賀市の都市の現状
 - (1) 人口・世帯
 - (2) 市街化区域及び市街化調整区域の変遷・人口密度
 - (3) 土地利用
 - (4) 住環境
 - (5) 産業
 - (6) 道路・交通
 - (7) 上下水道
 - (8) 都市防災

(参考資料) 市民アンケート

土地利用の課題

- ・国道3号、主要地方道筑紫野・古賀線沿い及び古賀インターチェンジ周辺では、農業との調和を図りながら、地域経済の活性化のための土地利用転換が求められています。
- ・市街化調整区域では、人口減少及び少子高齢化の進行によるコミュニティ活力の低下が顕在化しており、既存集落の活力を維持・回復する必要があります。
- ・都市計画区域外における特定用途制限地域の指定により用途の混在化は抑制されましたが、宅地の無秩序な拡大による営農環境の悪化を防止する必要があります。

都市機能の課題

- ・交通の円滑化を図るため、引き続き都市計画道路を計画的に整備するとともに、JR駅へのアクセス性の向上や誰もが使いやすいユニバーサルデザインの歩行者空間の整備を推進する必要があります。
- ・高齢化の進行に伴い、公共交通の担う役割はますます大きくなっており、地域の実情にあった利便性の高い公共交通ネットワークが求められています。
- ・水の安定的な供給を図るために、老朽化した水道施設を計画的に更新する必要があります。
- ・公共水域の水質環境を保全するため、土地利用の状況と経済性を勘案しながら、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽など地域の特性に応じた効果的な汚水処理を検討する必要があります。

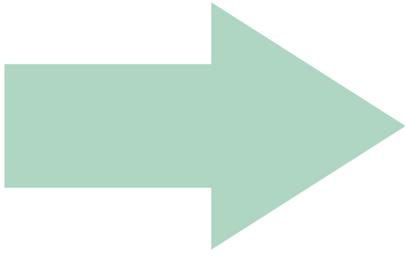
産業振興の課題

- ・JR古賀駅周辺は市の玄関口であるとともに、商業地や住宅地としても利用価値が高いことから、中心拠点としての活性化や土地の高度利用を推進する必要があります。
- ・JR古賀駅周辺に立地する企業に工場移転を働きかけるほか、現市内立地企業の設備投資や老朽化による建て替え、新規企業の受け入れなどを図るため、新たな用地を確保することが求められています。
- ・農業の担い手の高齢化や後継者不足により、遊休農地が増大するなど農地の荒廃が進んでいることから、メリハリのある土地利用を推進し、集落の活性化や営農環境の向上を図っていく必要があります。

生活環境の課題

- ・住環境・防災環境の向上のため、狭あい道路の拡幅や無電柱化など安全・安心な市街地の形成に向けた取り組みが求められています。
- ・公園や広場などのオープンスペースは、市民の憩いの場、レクリエーションの場、災害時の避難場や緩衝帯としての役割だけでなく、市の魅力を新たに創出するための再整備や集約再編が求められています。
- ・西鉄宮地岳線の跡地は、周辺の土地利用や交通網との関係に配慮しつつ、地域の安全・安心のための道路整備を進めていく必要があります。
- ・自然景観や歴史的な景観と都市の発展とともに形成される景観とのバランスを図り、住み続けたい魅力ある景観に誘導していく必要があります。

【取組の方向性】

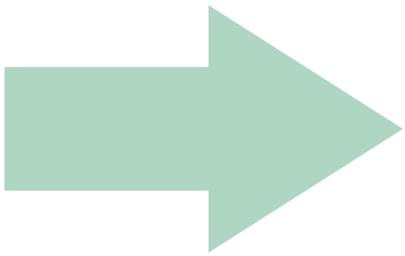


(1) 営農環境と都市環境の調和した土地利用の推進

○幹線道路沿いの広域性を生かす土地の有効利用

○営農環境と調和する良好な住環境の充実

○周辺環境と調和しない開発の抑制

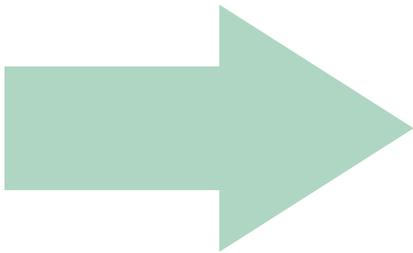


(2) 利便性・快適性を高める都市機能の充実

○都市計画道路の計画的な整備

○公共交通ネットワークの充実

○上下水道の整備・利用の促進

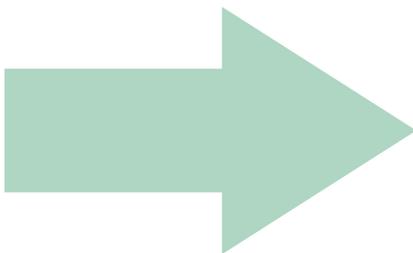


(3) 産業の振興による地域の活性化

○中心市街地の賑わいの創出

○新たな産業団地の整備、企業誘致の推進

○営農環境の向上



(4) 市民が安心して安全に暮らせる生活環境の形成

○市街地内道路、生活道路、オープンスペースの整備

○災害に強い都市基盤の整備

○調和のとれた良好な市街地景観の形成

